

## tabalメンバ規約(抄)

### (用語の定義)

#### 第2条

本規約に定める主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

##### (1)通信サービス等

「[通信サービスご利用料金等の請求・収納業務]に係る取扱い規約」第1条に定める対象サービスをいいます。

##### (2)通信サービス等提供会社

「[通信サービスご利用料金等の請求・収納業務]に係る取扱い規約」第1条に定める対象サービスの提供会社をいいます。

##### (3)申込者

本規約に同意し、メンバ登録申込みを行う者をいいます。

##### (4)電話等契約者

通信サービス等提供会社の定める対象サービス契約款等(以下「通信サービス等契約款等」といいます)に基づき当社に譲渡された債権における債務者をいいます。

##### (5)電話番号等

通信サービス等提供会社から債権譲渡された債権に対して当社が発行する電話料金等の請求書に記載されるお客様電話番号をいいます。

##### (6)対象回線

通信サービス等提供会社から債権譲渡された債権の回線契約のうち、当社が別途定めるメンバが登録できる回線をいいます。

##### (7)メンバー

本規約に同意の上、当社所定の方法によりtabalメンバ登録を申込み、当社がこれを承諾した方をいいます。

##### (8)個人メンバー

(7)で定めるメンバーのうち個人としてメンバ登録を申込み、当社がこれを承諾した方をいいます。

##### (9)法人メンバー

(7)で定めるメンバーのうち、(8)に定める個人メンバー以外の方をいいます。

##### (10)メンバ-ID

当社がメンバーに発行する、当社がメンバーを特定する文字ないし数字の組合せをいいます。

##### (11)サービス

当社が本規約及び各サービス規約に基づいて提供する別表1のサービスをいいます。

##### (12)メイン回線

メンバ登録申込みにおいて、メンバーが届出した自らの名義で契約する対象回線のうち、メンバーの利用するサービスに関して発生した請求を当社が合算する回線をいいます。

##### (13)サブ回線

メンバーが届出した自らの名義で契約する対象回線のうち、当社に登録したメイン回線以外の回線等をいいます。

##### (14)メンバ登録回線

(12)に定めるメイン回線と(13)に定めるサブ回線の総称をいいます。

##### (15)tabal加盟店

当社とペイメントサービス加盟店契約を締結した者をいいます。

##### (16)ポイント

個人メンバーに対して本規約に基づき付与されるtabalポイントをいいます。

##### (17)tabalポイント提携企業

当社とtabalポイント提携契約を締結し、メンバーに対して、tabalポイントと交換可能なポイント等を付与する企業をいいます。

##### (18)ポイント残高

メンバに付与された後、メンバーが利用可能な状態にあるポイントの総数をいいます。

##### (19)被請求者

通信サービス等提供会社の定める対象サービス契約款等(以下「通信サービス等契約款等」といいます)に基づき当社に譲渡された債権において請求書送付先として指定された者をいいます。

### (メンバの対象者)

#### 第3条

メンバになることができる方は、通信サービス等提供会社の提供する回線等の契約者あるいは被請求者であり、当社が通信サービス等提供会社から債権の譲渡を受けている電話等契約者あるいは被請求者とします。

### (メンバータイプ)

#### 第4条

個人メンバには、以下に定めるタイプがあります。

##### (1)マーキュリー

##### (2)ミネルヴァ

2.被請求者からのメンバ申込であると当社が判断し、被請求者がメンバとして登録される場合、メンバータイプはミネルヴァとします。

3.法人メンバの場合、当該法人が電話等契約者である場合のメンバータイプはマーキュリー、当該法人が被請求者である場合のメンバータイプはミネルヴァに準ずるものとします。

4.メンバータイプにより、各サービスの利用可能枠、利用範囲、利用方法等の提供条件が異なります。

5.メンバータイプのいずれが適用されるかは当社所定の審査の結果当社がこれを決定するものとします。

### (二重登録の禁止)

#### 第5条

個人メンバの場合、メンバ登録は一人一登録とします。同一人物による複数のメンバ登録はできません。メンバが複数のメンバ-IDを所持していることが判明した場合、当社はメンバ-IDを一つに統合する権利を有します。

2.法人メンバの場合、同一法人等による複数の登録ができます。ただし、法人メンバが複数のメンバ-IDを所持している場合で、当社が必要と認める場合は、当社はメンバ-IDを一つに統合する権利を有します。

3.メンバータイプがミネルヴァの場合、当社は同一個人による複数の登録を許容する場合があります。

### (メンバ登録申込み)

#### 第6条

未成年者がメンバ登録を申込む場合には、必ず法定代理人の同意を得ていることとします。

2.被請求者がメンバ登録を申込む場合には、tabalメンバ申込み並びにメンバ登録後のtabalメンバに係る各種手続きについて、電話等契約者を代理するものとし、かかる代理権の行使につき、電話等契約者から同意をあらかじめ取得しているものとします。

3.メンバ登録申込み手続きは、メンバとなる本人自らが申込者となり、これを行なう必要があります。

4.前項の定めにかかわらず、申込者は当社が認めるtabal加盟店に限り、tabal加盟店を通じたメンバ登録申込みを行うことができます。この場合、当社はtabal加盟店から当社への申込みを以て申込者本人からの申込みがあったものとし、申込者はメンバ登録申込みの結果ならびにメンバ-IDがtabal加盟店に通知される場合があることに予め同意するものとします。

5.メンバ登録申込みがあった場合に、当社がメイン回線について通信サービス等提供会社の通信サービス等契約款等に基づいて債権譲渡された電話等料金の請求・収納に必要な情報(メンバ登録回線に係る契約者氏名、住所、請求書送付先住所、口座番号、クレジットカード番号等の本人確認に必要な情報とします)を用いて、メンバ登録の申込者が「対象

回線に関する電話等契約者」あるいは「対象回線に関する被請求者」であることを確認することに、申込者は同意するものとします。

6.申込者はお名前・個人／法人の別・性別・生年月日・メイン回線の電話番号等・現住所・メールアドレス・利用を希望するサービス・その他所定の事項」を提出いただく必要があります。

7.当社が申込み受付時に確認する住所は、メイン回線の契約者住所または請求書送付先住所として通信サービス提供会社に届出ている住所に限り、請求書送付先住所を当社に登録する場合は、請求書送付先の送付先名が申込者名と一致している必要があります。当社はこれを本条第5項の情報を用いて確認し、これらが一致しない場合、当社はお申込みをお断りする場合があります。

8.申込者は、メンバ登録申込みの内容について当社から電話等で問合せせる場合があることに予め同意するものとします。

### (メイン回線／サブ回線の登録)

#### 第7条

申込者は、メンバ登録申込み時に必ずメイン回線として、自らが契約者である対象回線、あるいは被請求者が申込を行う場合は第6条2項に定める同意を取得した電話等契約者が契約者となっている対象回線の電話番号等の登録を必要とします。

2.当社は原則、メイン回線の電話等料金の請求と合わせて、メンバに対しサービスの利用に関する料金の請求を行います。

3.メンバは、メイン回線以外に自らが契約者である対象回線を契約している場合、サブ回線としてその電話番号等を登録することができるものとし、登録した電話番号等でも一部サービスを利用することができます。ただし、メンバータイプがミネルヴァの場合はこの限りではありません。

### (本人確認)

#### 第8条

第6条5項に定める確認および当社所定の方法による申込者の本人確認ができない場合は、メンバ登録申込みをお断りする場合があります。

2.メンバに対する当社が本人確認のために本人性確認書類の提示等を求める場合、メンバがこれに応じない場合、メンバの解約、またはサービスの全部もしくは一部の利用を停止することがあります。

### (メンバ登録申込みの承諾)

#### 第9条

当社は、申込者からの申込みがあった場合、当社所定の審査基準に従い、審査を行います。

2.以下のいずれかに該当すると認定した場合、当社は第6条に定める申込みを承諾しないことがあります。

(1)メンバ登録申込みにあたり、記入の不備、虚偽の記載または重要な誤記があった場合

(2)対象回線に関する電話等契約者または「対象回線に関する被請求者」によるお申込みみでない場合(電話等契約者または被請求者によるお申込みであることを確認できない場合を含みます)

(3)申込者が申告した現住所と、メイン回線の契約者住所または請求書送付先住所の一致が確認できない場合

(4)当社に対する支払いが現に滞り、または滞るおそれのある「対象回線に関する電話等契約者」または「対象回線に関する被請求者」からのお申込みの場合

(5)過去に、サービスの停止または取消を受けた場合

(6)過去に、サービスの利用に際し不正行為を行った場合

(7)申込者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合

(8)「対象回線に関する被請求者」からの申込みの場合であって、「対象回線に関する電話等契約者」の申込みに関する事前の同意並びに個人情報の利用に関する承諾が存在しないことが判明した場合

(9)その他、申込みを認めることが不適切であるか、または申込みを認めることでサービスの提供に支障が生じるおそれがある。またはおそれがあると当社が判断する場合

3.当社所定の登録手続き完了後、当社の承諾をもってメンバとして登録されるものとします。

### (費用)

#### 第10条

メンバとなることで、入会金や年会費、利用に関する費用は発生しません。

2.メンバとなり、tabalまるごと決済を利用した場合、メンバは当社からの請求に従い、tabalまるごと決済に関して生じた一切の利用代金等について、その支払いの責めを負うものとします。

### (メンバ-IDの発行)

#### 第11条

当社がメンバ登録を承認した場合には、メンバ-IDを発行します。

2.メンバ-IDはメンバに対する発行します。メンバ本人以外の人がこれを用いることはできません。

3.メンバは、メンバ-ID、メンバ名等を提示することで、当社の提供するサービスを利用することができます。

4.当社はメンバからメンバ-IDの再通知の依頼があった場合、当社所定の方法により登録情報を用いた本人確認を行った上で、メンバ本人と確認できた場合は、所定の方法で通知をします。

5.メンバ-IDが悪用された場合で、悪用被害を回避する等の目的で当社が必要と認めた場合、メンバはメンバ-IDの再発行に協力するものとします。

### (メンバ-IDの管理義務)

#### 第12条

メンバ-IDは、他人に知られることがないよう、メンバ本人が責任をもって管理することとします。当社がメンバ-ID、メンバ名が登録情報と一致することを確認した場合、それらが使用上の過誤の場合、または盗用、不正使用その他の事情によりメンバ本人以外の者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、メンバ-IDの管理においてメンバに責任がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

2.メンバは、第三者によるメンバ-IDの不正使用が判明した場合、当社に直ちに届出るとともに、当社からの指示に従うものとします。

### (ログインID／パスワード／第2パスワードの発行)

#### 第13条

当社はメンバ-ID一つに対して、一対のログインID、パスワードおよび第2パスワードを発行し、当社所定の方法にてメンバに通知します。メンバ本人以外の人がこれを用いることはできません。

2.メンバは、当社所定の方法により、ログインID、パスワードならびに第2パスワードを変更することができます。

3.当社はメンバからログインID、パスワードまたは第2パスワードの再発行の依頼があった場合、当社所定の方法により登録情報を用いた本人確認を行った上で、メンバ本人と確認できた場合は再発行を行い、所定の方法で通知をします。

### (ログインID／パスワード／第2パスワードの管理義務)

#### 第15条

ログインID、パスワードおよび第2パスワードは、他人に知られることがないよう定期的に変更する等、メンバ本人が責任をもって管理するものとします。入力されたログインIDおよびパスワード、または第2パスワードの入力が求められた場合にはログインID、パスワードならびに第2パスワードと登録情報が一致することを確認した場合、それらが使用上の過誤の場合、または盗用、不正使用その他の事情によりメンバ本人以外の者が利用している場合であっても、そ

れにより生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、ログインID、パスワードならびに第2パスワードの管理においてメンバーに責任がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

2.メンバーは、第三者によるログインID、パスワード、又は第2パスワードの不正使用が判明した場合、当社へ直ちに届出とともに、当社からの指示に従うものとします。

#### (サービスの提供条件)

##### 第16条

メンバーは、当社が提供するサービスを当社所定の方法により利用することができます。メンバーが利用できるサービスの内容、利用方法等については、当社ホームページ等に掲載することにより通知または公表します。

2.メンバーは、サービスの利用等に関する規約等がある場合はそれに従うものとし、サービスを利用できない場合があることに予め同意するものとします。

3.メンバーは、当社が必要と認めた場合、メンバーへの予告または通知なしに、当社がサービスおよびその内容を追加、変更、もしくは中止することに予め同意するものとします。

4.メンバーは、解約、またはメンバーの資格取消等により当然にサービスを利用できなくなることに予め同意するものとします。

#### (メンバー登録情報の変更)

##### 第18条

メンバーは、メンバー登録回線に関する異動が通信サービス等提供会社から当社に通知された場合、メンバーが当社に登録している以下の内容を当社が更新する場合があることに同意するものとします。

(1) メイン回線の回線契約者名に改称があった場合、メンバーの名称

(2) メイン回線の契約者住所又は請求書送付先住所に変更があった場合、メンバーの住所

(3) メンバー登録回線の電話番号等に変更があった場合、当該メンバー登録回線の電話番号等

(4) メンバー登録回線の債権譲渡が以降行われない旨が通知された場合、当該メンバー登録回線の登録廃止

2.メンバーは、メイン回線の契約を通信サービス等提供会社との間で解約した場合、メンバー登録を継続する場合には新たなメイン回線を速やかに当社に届出が必要があります。かかる届出が行われるまでの間、サービスの全部または一部の利用停止、または所定の期間に届出がない場合はメンバーの資格取消が行われる場合があることにメンバーは予め同意することとします。

3.メンバータイプがミネルヴァの場合、前各項の定めに関わらず、メンバー登録回線に関する異動が通信サービス等提供会社から当社に通知された場合、メンバーが当社に登録している以下の内容を当社が更新する場合があることに同意するものとします。

(1) メイン回線の請求書送付先住所に変更があった場合、メンバーの住所

(2) メンバー登録回線の電話番号等に変更があった場合、当該メンバー登録回線の電話番号等

4.メンバーは、Eメールアドレス、連絡先電話番号等その他当社が定める登録情報に関して変更が生じた場合、変更後の情報を当社に遅滞なく届出するものとします。

5.メンバーが前項の登録情報変更の届出をしなかったことにより、サービスを利用できない等の不利益を被った場合でも、当社の故意または過失に起因する場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### (サービスの利用停止等)

##### 第20条

当社は、メンバーが当社からの請求（当社が本規約に拠らず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）を期限内にお支払いいただいていることを当社において確認するために、サービス、メンバー登録回線、その他当社が提供する商品・サービスに関する請求情報、収納状況、その他お支払いに関する情報を利用することにメンバーは同意するものとします。

2.その他当社が別に定める事由があるときは当社が必要と認めた場合はいつでも、サービスの全部もしくは一部の利用停止または利用可能枠の引下げ等の措置をとができるるものとします。

#### (メンバーの解約)

##### 第21条

メンバーは、解約を希望する場合には、当社が定める方法で解約手続きを行うものとし、解約手続きの完了をもって解約したものとします。

2.メンバーが次のいずれかに該当するときは、本規約は解約となるものとします。

(1) メンバーが死亡した場合

(2) メンバーが後見、保佐、補助開始の審判を受けており、成年後見人、保佐人、補助人の同意を得ていない場合

(3) メンバーがサービスのすべてを解約し、別表1のサービスのいずれも利用しない状態になつた場合

(4) メンバーが登録したメイン回線について、メンバーと通信サービス等提供会社との間の契約が解約または休止されたとき、またはメンバー登録回線の債権譲渡が以降行われない旨が通信サービス等提供会社から通知されたときで、所定の期間内に新たなメイン回線の届出がない場合

(5) メンバーが登録したメイン回線について、当該契約上の地位が第三者に譲渡されたときで、所定の期間内に新たなメイン回線の届出がない場合

3.メンバータイプがミネルヴァの場合、次のいずれかに該当するときは、本規約は解約となるものとします。

(1) メンバーが死亡した場合

(2) メンバーが後見、保佐、補助開始の審判を受けており、成年後見人、保佐人、補助人の同意を得ていない場合

(3) メンバーがサービスのすべてを解約し、別表1のサービスのいずれも利用しない状態になつた場合

(4) メンバーが登録したメイン回線について、通信サービス等提供会社との間の契約が解約または休止されたとき、またはメンバー登録回線の債権譲渡が以降行われない旨が通信サービス等提供会社から通知された場合

(5) メンバーが登録したメイン回線について、通信サービス等提供会社から被請求者に係る変更が通知された場合

#### (当社が行うメンバーの解約)

##### 第22条

メンバーが、次のいずれかに該当するときは、当社は本規約を解約する場合があります。

(1) メンバーが本規約に違反したとき

(2) メンバーが当社に対する料金等の支払い（当社が本規約の定めに拠らず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）を遅延していることが判明した場合

(3) メンバーが第9条2項の定めに違反していることが判明した場合

(4) その他、当社が、メンバーとして不適格であると判断したとき

#### (ポイントの付与)

##### 第25条

当社が別途定める付与条件を満たした場合、当社は請求計算期間毎のtabalまるごと決済利用額に応じたポイントを別途定める付与率または付与ポイント数に応じて計算し、メンバーに付与します。ポイント付与までの間に、当該取引が解除などされた場合にはポイントは付与されません。

2.当社は、前項によるポイントの付与のほか、当社が企画する施策等（tabal加盟店及びtabalポイント提携企業とのポイント交換制度等を含みます）によりポイントを付与する場合があります。

3.ポイントの付与率、および有効期限は、tabal加盟店、取引の種類、メイン回線の支払方法（請求書／口座振替／クレジットカード払い等）または利用サービスの種類によって異なることがあります。

4.当社に対する料金等の支払い（当社が本規約の定めに拠らず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）を遅延していることが判明した場合には、当社は付与したポイントを取り消すことがあります。

5.当社又はtabalポイント提携企業は、ポイント付与条件を、事前にメンバーに通知することなく変更することができるものとします。この場合、メンバーは、当社、又はtabalポイント提携企業の決定に従うものとします。

6.ポイント付与条件を満たしている場合であっても、当社がポイントを付与することが適切でないと判断した場合は、ポイント付与を行わない場合があります。この場合、メンバーは当社の決定に従うものとします。

#### (ポイント対象外)

##### 第26条

メンバーの場合はミネルヴァの場合ならびに法人メンバーにはポイントは付与されません。

2.tabalまるごと決済以外の、当社の提供する料金回収代行サービスはポイントの対象外となります。

3.当社が新たなサービスを提供した場合において、その新しいサービスをご利用いただく場合もポイントの対象外となる場合があります。

#### (ポイントの有効化)

##### 第27条

メンバーは、当社が別途定める日（以下「有効化日」といいます）より、付与されたポイントを利用または交換することができます。

2.当社は、ポイントが付与された後、有効化日までの間、将来有効化が見込まれるポイントを表示することができますが、有効化されていないポイントの利用または交換はできません。

#### (ポイントの利用)

##### 第28条

メンバーは当社が別途定める手続きに従い、ポイントの利用を当社に対し申込むことができます。

2.当社は、メンバーに対して、ポイントで利用できる特典について、当社ホームページ等で告知するものとします。

3.メンバーは、一旦なされたポイント利用に係る申込みを取り消すことはできないものとします。

4.メンバーは、当社の都合によりメンバーが希望する特典（以下、「希望特典」といいます）を提供できない場合があることを予め同意するものとします。当社は、希望特典を提供できないときは、メンバーに対して別の希望特典の指定を求めますが、メンバーが希望する特典がない場合は、当該特典提供の申込みは取り消されるものとし、当社は利用ポイントをメンバーに返還します。

5.当社が希望特典をメンバーに付与するときは、特典提供の申込みを当社が確認した時点でメンバーが当社に届出している住所に付与するものとします。

6.前項の場合、郵便局等から交付される当該郵便物の到着を証明する書類の受領をもって、メンバー本人に希望特典が提供されたものとします。ただし、当社が前項に定める住所に希望特典を付与したにもかかわらず、お届け先住所不明等の理由により当社に返送された場合、該当特典の申込みは無効andi、当社は該当利用ポイントをメンバーに返還します。なお、メンバーが解約または資格取消された後に特典の申込みが無効となった場合には、この限りでなく、該当利用ポイントは失効するものとします。

7.当社は、メンバーが当社に対する料金等の支払い（当社が本規約の定めに拠らず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）を遅延していることが判明した場合には、特典提供に係る申込みを受けない場合があります。

#### (ポイントの管理)

##### 第30条

当社は以下のいずれかの方法で、メンバーが付与されたポイント数、メンバーが使用したポイント数およびポイント残高を、メンバーに通知します。

(1) メイン回線の請求書

(2) 当社Webサイト

2.メンバーは、前項のポイント数に疑義のある場合には、ただちに当社に連絡し、その内容を説明するものとします。

3.第1項のポイント数に関する最終的な決定は当社が行うものとし、メンバーはこれに従うものとします。

#### (ポイントの有効期間)

##### 第31条

メンバーが保有するポイントの有効期限は、有効化日を基準とし、その日から2年後の応当日が到来するまでの間とします。

2.有効期限切れとなったポイントは失効し、利用できなくなります。また、当社は、失効したポイントに関する一切の責任を負いません。

#### (ポイントの禁止事項)

##### 第32条

メンバーが保有するポイントを、メンバー間で譲渡・共有・合算・貸与・質入等することはできないものとします。

2.メンバーは、いかなる場合でもポイントを換金することはできません。

#### (ポイントの合算)

##### 第34条

メンバー登録が複数にわたっていたためにポイントが二重に付与されていたり、付与ポイントに超過がある場合は、適正なポイント数に訂正する権利を有します。

#### (ポイントの訂正)

##### 第35条

メンバー、当社のいずれの責による場合でも、当社は本規約等に従って付与されたポイント数と齟齬のある場合は、適正なポイント数に訂正する権利を有します。

#### (ポイントの提供停止)

##### 第36条

当社は、メンバーが以下に該当する場合、ポイントの付与、利用、交換を停止することができます。

(1) 当社に対する料金等の支払い（当社が本規約の定めに拠らず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）を遅延していることが判明した場合

(2) 本規約に違反する行為があった場合、またはそのおそれがある場合

(3) その他当社がポイントの利用を停止する必要があると判断した場合

#### (第三者によるポイント利用)

##### 第37条

ポイントの利用・交換は、メンバー本人が行うものとし、当該メンバー以外の第三者が行うことはできません。

#### (ポイント交換における費用負担)

##### 第38条

ポイントの利用や各tabalポイント提携企業の付与するポイント等との交換に伴い、税金や手数料等の費用が発生する場合は、メンバーがこれを負担するものとします。

#### (不正に対する措置)

##### 第39条

ポイントの不正取得、不正利用、本規約またはその手続きへの違反、虚偽の通知その他不正な行為が行われた場合は、必要に応じて損害賠償等（弁護士費用や訴訟費用を含む）の法的措置をとることができます。

## (メンバーによるWebビーリングの利用)

### 第40条

メンバーは、メンバー登録回線毎に当社が別途定める申込みを行い、本規約に従い当社がメンバーに発行するログインID、パスワードを入力することで、当社が提供するWebビーリングを利用できるものとします。

2.以下の各号に該当する場合、前項の定めによらず当社がメンバーに発行するログインID、パスワードではWebビーリングを利用することができないものとします。

- (1) メンバー登録回線以外の回線等について、Webビーリングの利用を希望する場合
- (2) メンバー登録回線が、Webビーリングの提供対象でない回線等の場合
- (3) 当社がメンバーのWebビーリングの利用を不適当と判断する場合

3.メンバーがWebビーリングを利用するにあたり本規約に定めのない事項については、「[Webビーリング]ご利用規約」に従うものとします。

## (個人情報の取扱い)

### 第45条

個人情報とは、メンバーおよび申込者（以下併せて「メンバー等」といいます）が登録およびサービスを利用したこと、及び通信サービス等提供会社からメンバー登録回線に関する情報として通知されたことにより当社が知り得た、メンバー等個人を識別しうる情報をいいます。

2.当社は、この規約に基づき、メンバー等の個人情報を適正に取扱います。

3.メンバー等は、当社がメンバー等の個人情報につき必要な保護措置を行った上で以下のとおり取扱うことになります。

- (1) 本規約を含む当社との取引に関する判断および管理のために、以下の①～⑦の個人情報を収集、利用すること。

①第6条、第18条、第20条に掲げる情報、その他メンバー登録回線に関する請求に必要な情報及び当社へのお支払状況（当社が本規約の定めに拠らず請求するメンバー登録回線に関する請求に係る支払いを含みます）

②メンバーがメンバー登録申込みにおいて当社に提出する情報

③申込日、メンバー登録日、利用可能枠等、メンバー等と当社の契約内容に関する事項

④メンバーのサービス利用内容、支払状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た事項

⑤メンバー等が当社に提出した本人確認書類等の記載事項

⑥当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります）

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

②以下の目的のために、前号①②③④⑦の個人情報を利用すること。ただし、メンバーが本号①に定める宣伝情報の配信及び③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付について当社に中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

①宣伝情報の配信等当社の営業に関する案内に利用すること

②業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること

③市場調査を目的としたアンケート用Eメールの配信、書面その他媒体の送付に利用すること

④統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます）

4.メンバー等は、メンバー等からのお申し出に関する内容の確認及び対応、ご利用代金の返還、ポイント処理その他サービスの提供に必要な範囲内で、当社からtabal加盟店又はtabalポイント提携企業に、本条3項(1)に定める個人情報を提供することに予め同意します。

5.当社は、当社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で個人情報の保護措置を講じた上で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

## (規約の変更)

### 第46条

当社はメンバーへの事前の通知または同意なくして、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、メンバーとの契約上重要な変更については予め変更内容を当社ホームページ等に掲載することで通知するものとします。また、変更内容について当社がメンバーに通知した後にサービスの利用があった場合は、メンバーが本規約の変更に同意したものとみなします。

## (延滞利息)

### 第47条

メンバーは当社に支払うべき債務の支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。なお、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

1.当社が他の事業者を代行して請求を行う料金については、前項の限りではありません。  
(準拠法、合意管轄)

### 第48条

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、メンバーと当社との間でサービスまたは本規約に連関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。

## 別表1(サービス)

サービス名称	概要
tabalまるごと決済	tabalまるごと決済加盟店で利用した商品・サービス代金等を、メンバーの指定する電話等回線の請求に合算して請求するサービス。
Webビーリング	通信サービス等回線に関する請求額をWeb上で閲覧できるサービス。

## tabalまるごと決済ご利用規約(抄)

### (用語の定義)

#### 第2条

本規約に定める主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

##### (4)利用可能枠

当社がメンバーに対して許容する、利用代金の未決済金額合計の上限額をいいます。

##### (5)利用代金

tabal加盟店の提供する商品・サービス等の対価として、メンバーID提示による支払を利用して本サービスで支払うサービス料金等をいいます（商品、権利の購入、役務の受領、通信販売、諸手数料などの利用代金を含みます）。

### (本サービスの対象)

#### 第3条

本サービスは、メンバー向けのサービスです。利用にあたってはメンバー規約に定めるメンバー登録申込み手続きが必要となり、当社の承諾をもってメンバー登録された方のみが利用できます。

2.メンバーが本サービスの利用を希望する場合、前項に加え、当社所定の本サービスの登録申込みが必要です。

3.前項に基づく登録申込みを当社が承諾した場合に限り、メンバーは本サービスを利用することができます。

## (利用可能枠)

### 第4条

利用代金の未決済合計額（当社が本規約に従い請求し、メンバーが未だ当社に支払っていない金額の合計をいいます）は、当社が定めた金額以内とし、この金額を「利用可能枠」とします。

2.利用可能枠については、当社がこれを定め、当社は利用状況その他の事情を勘案してこれを増額することができ、また必要と認めた場合はこれを減額することができるものとします。

3.メンバーは、当社が承諾した場合を除き、前項の利用可能枠を超えて利用してはならないものとします。当社は、商品等購入代金の合計額が利用可能枠に達した場合又は次回の商品等購入契約の締結により利用可能枠を超えることとなる場合には、お支払いが確認できるまでの間、商品等購入代金の金額が利用可能枠を超えることとなる新たな決済に関する承認を行わない場合があります。

4.前項の定めにかかわらず、利用の際、tabal加盟店を通じて当社の承認を得た場合又は当社が別途承諾したtabal加盟店においては、メンバーはこの利用可能枠を超えて利用することができるものとします。

## (サービスの利用方法)

### 第5条

メンバーは、次の(1)から(3)に記載したtabal加盟店（以下「tabal加盟店」といいます）の利用代金について本サービスでの支払を希望する場合、メンバー名及びメンバーIDまたは当社に予め登録したメンバー登録回線の電話番号等（以下「登録済電話番号」といいます）を所定の申込書などに記入し本サービスによる支払の申込みを行う（以下「利用の申込」といいます）ことによって、商品、権利の購入ならびに役務の提供を受けることができます。

(1)当社が契約したtabal加盟店

(2)当社と提携した会社（以下「提携会社」といいます）が契約したtabal加盟店

(3)その他当社が定めるtabal加盟店

2.前項の規定にかかわらず、インターネット販売などの場合には、メンバーはログインID、パスワードまたはログインID、パスワード及び第2パスワードの入力をもって利用できるものとし、この場合にはメンバー名、メンバーID、または登録済電話番号などを省略することができます。

3.1項及び2項に定める事項を所定の方法により当社が確認した場合、メンバーによる利用の申込みがあつたものとみなします。それらが使用上の過誤の場合、または盗用、不正使用その他の事情によりメンバー以外の者が利用している場合であつても、生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

4.メンバーは、tabal加盟店が提供する当社所定の継続的役務について利用の申込みを行うこと（以下「継続的支払の申込」といいます）によって、役務の提供を受けることができます。継続的支払いにおいては、当社が適当と認めた場合、メンバーがメンバーID等を事前にtabal加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。この場合、メンバーは、メンバーID等の変更等があつた場合、もしくはメンバーの資格取消等により本サービスを利用できなくなつた場合は、その旨を当該tabal加盟店に通知するものとし、別途当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。また、メンバーは、当該加盟店の要請によりメンバーID等の変更情報等が当社からtabal加盟店に通知されることに予め同意するものとします。

5.1回あたりの利用上限額は当社とtabal加盟店との間で定めた金額までとします。

6.購入商品・サービス等によっては、別途当社の承認が必要となります。また以下に定めるメンバーの利用が適当でないと当社が判断する場合には、本サービスの利用をお断りすることができます。

(1)メンバーが当社への支払い（当社が本規約に拠らず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）を現に怠り、または怠るおそれがあるとき  
(2)メンバーが当社所定の基準を満たさないとき  
(3)その他当社がメンバーの本サービスの利用が適当でないと判断するとき

## (回収代行の同意等)

### 第7条

当社とtabal加盟店間の契約が回収代行契約の場合、メンバーは利用代金について当社がtabal加盟店との契約に基づき当該利用代金についてtabal加盟店の事務代行者として、代理受領その他のこれに付随する業務を行うことにより異議なく同意するものとします。

2.メンバーは当社の指定する支払方法による当社への支払完了をもって、商品・サービスの代金債務の弁済を完了するものとします。

3.当社は回収代行業務の全部または一部を、個人情報の保護措置を講じた上で、収納代行業者等に再委託することができるものとします。

## (立替払いの委託)

### 第8条

当社とtabal加盟店間の契約が立替払い契約の場合、メンバーは利用代金について以下のことを予め異議なく同意するものとします。なお、立替払いに際しては、当社が認めた第三者を経由する場合があります。

(1)当社がtabal加盟店に対して立替払いすること  
(2)当社の提携会社がtabal加盟店に対して立替払いした上で、当社が当該提携会社に対して立替払いすること

## (支払方法)

### 第9条

メンバーが利用した利用代金についてtabal加盟店から請求情報が送付された場合、当社はメンバーに対して当該利用代金を請求するものとします。

2.当社は利用代金を、当社が通信サービス等提供会社から譲り受けたメイン回線に関する通信サービス等に要する料金（以下「電話料金等」といいます）と同一の請求書にてメンバーに請求します。支払期限、支払方法はメイン回線の支払期限、支払方法に従います。電話料金等についてクレジットカードでのお支払いを選択されているメンバーの場合は、上記にかかわらず、利用代金は電話料金等と同様にメンバーがご利用のクレジットカード会社から請求されます。

3.当社は電話料金等と同一の請求書にてメンバーに請求できない場合、利用代金についてメイン回線に係る支払期限、支払方法にかかわらず別途請求書を発行する場合があります。メンバーは当該請求書を指定する期日までに当社所定の方法にて支払うものとします。

4.メンバーは、利用可能枠を超えて利用ができる場合があり、利用可能枠を超える請求が行われる場合があることについて予め同意するものとし、利用可能枠を超える請求額についても支払いの義務を有することに同意するものとします。

5.本サービスの利用について請求代金について分割によるお支払いは受け付けることができません。

6.メンバーがメイン回線を変更した場合、当社は変更後のメイン回線の通信料金等と併せて請求を行います。この場合、支払期限、支払方法は変更後のメイン回線に従います。なお、当社の手続きの関係上、変更前のメイン回線と併せて請求する場合があります。

7.メンバーは、当社の定める支払期限までに当社に対して支払いを行わなかつた場合、当該利用代金についてtabal加盟店より直接請求される場合があることを予め異議なく同意するものとします。

## (個人情報の取扱い)

### 第17条

メンバーは登録したメイン回線、サブ回線について、当社からの請求（当社が本規約に拠らず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）の実績ならびに当社へのお支払いの状況を蓄積し、これを当社がメンバーの本サービスの利用可否に関する判断に用いることについて予め同意するものとします。

2.tabal加盟店に対し、当社へのお支払いの有無を、メンバーID、メンバーの氏名、住所、サービス料金額、商品・サービス名等と併せて通知される場合があることについて、メンバーは予め同意するものとします。

3.前項のほか、当社がメンバー規約第45条により個人情報を取扱うことについて、メンバーは予め同意するものとします。